



新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。
旧年中は格別のお引き立てを賜り、
厚く御礼申し上げます。



西日本新聞が九州の主要企業に実施したアンケートで、回答した121社のうち、景気の現状を「後退」「緩やかに後退」「足踏み状態」とした企業は53.6%（65社）でした。前回調査（2021年12月実施）から6.6ポイント減りましたが、「後退」「緩やかに後退」と答えた企業は、前回の倍以上の14.8%（18社）となっています。新型コロナウイルスからの経済回復が進む一方、ロシアによるウクライナ侵攻や円安に伴う原材料価格の上昇等で、警戒感が強まっている印象を受けます。

3年ぶりの行動制限のない年末年始を終え、中小企業はアフターコロナに向けた新たな事業政策を構築し、いま一度気を引き締めて地に足を付けた経営をしていただきたいものです。

当事務所もより一層専門性に磨きをかけ、関与先の皆様をご支援してまいります。
本年もどうぞ宜しくお願い致します。

令和5（2023）年以降に変わることカレンダー

適格請求書発行事業者（インボイス）登録申請期限

3月31日

3月末までに登録申請を済ませておくと、10月からのスタートに登録番号が間に合います。早めのご準備をお勧めいたします。

相続土地国庫帰属制度スタート

4月27日

相続した土地が不要な場合、要件を満たせば国に引き取ってもらえる制度です。2月頃、法務局により事前相談が開始される予定です。

不要な土地
引き取ります！



適格請求書保存制度（インボイス）開始

10月1日

インボイス制度スタート、令和5年度税制改正大綱により、消費税の免税事業者が10月より登録のため課税事業者となる場合の負担軽減措置が盛り込まれました。

改正電子帳簿保存法宥恕措置終了（本格施行）

令和6年
1月～

改正電子帳簿保存法は2年間の宥恕措置がありましたが、令和6（2024）年1月よりいよいよ本格稼働します。

電子媒体で届いた証憑書類は、原則として電子保存をすることが要求されます。今年のうちから、対応の準備をしておきましょう。